

# 鳥取縣公報

昭和二十六年三月二日 金曜日  
第二千八百八十八号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 條例

### ◇鳥取縣條例第九号

公職選挙法第十五條第七項の規程により、各選挙区において選挙すべき鳥取縣議會議員の数に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 各選挙区縣議會議員数條例

公職選挙法第十五條第七項の規定により各選挙区において選挙すべき鳥取縣議會議員の数は、次のとおりとする。

選挙区 選挙すべき議員の数

鳥取市	四人
米子市	四人
岩美郡	三人

八頭郡	五人
氣高郡	四人
東伯郡	九人
西伯郡	八人
日野郡	三人

1、この條例は、次の一般選挙から施行する。  
2、昭和二十一年十一月鳥取縣條例第十八号は、この條例施行の日から廃止する。

## 告示

### ◇鳥取縣告示第八十九号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年三月二日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設の經營 施設の施設長 施設の定員 認可年月日  
別主体名 氏名 所在地  
養護個人 青谷こども園 長戸昇一 昭和三十二年一月十一日  
施設 個人も学園 四谷村善田二番地 昭和三十二年一月十一日

◆鳥取縣告示第九十号

国道十八号線及び二十号線の一部を昭和二十六年一月二十七日左の通り変更し変更区域をもつてその区域と定め同日より共用を開始した。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現在路線

変更路線

国道十八号線  
一、岩美郡福部村大字細川  
字青崎七三番地先より福部村八重原鳥取市吉方氣高郡保村同郡大幡村を経て氣高郡末つね村大字水尻字小沢見三五次一番地先に至る

岩美郡福部村大字細川青崎七三番地先より福部村八重原鳥取市吉方氣高郡保村同郡大幡村を経て氣高郡末つね村大字水尻字小沢見三五次一番地先に至る

一、氣高郡青谷町大字西青谷四、三一の五番地先より氣高郡中郷村を経て東伯郡泊村大字尾原田一の二六番地先に至る

氣高郡青谷町大字西青谷四、三一の五番地先より東伯郡泊村大字長和瀨を経て東伯郡泊村大字泊尾原田一の二六番地先に至る

◆鳥取縣告示第九十一号

大正九年四月一日附鳥取縣告示第一三五号で認定した府縣道鳥取青谷線は昭和二十六年一月二十七日これを廢止し同日より共用を廢止した。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第九十二号

昭和二十四年八月鳥取縣告示第四百二十号中保安林解除の申請を受理した箇所を次の通り改正する。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

郡一町村	大字	字	地番	保安林種	全帳	見込面積	解除見込面積
東伯	大誠	西園	東外ヶ浜	一、四〇二七	一、四〇二七	〇、八八二九	
"	"	"	外ヶ浜	〇、九八〇八	〇、九八〇八	〇、九八〇八	
"	"	"	東林ノ北	〇、一四一三	〇、一四一四	〇、一四一三	
"	中北條	江北	大西後谷	一、三三三三	一、三三三三	〇、三〇二一	
"	"	国坂	西大野	一、一七〇〇	一、一七〇〇	一、一七〇〇	
"	"	"	沖大野	〇、一四二八	〇、一四二八	〇、一四二八	
"	"	"	汐川前	〇、八一二〇	〇、八一二〇	〇、一一〇三	
"	"	"	鶴泊り	一、一七〇〇	一、一七〇〇	一、一七〇〇	

◆鳥取縣告示第九十四号

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第九條ノ四第五項の規定により左記の通り小作料の減免條件の件を認可した。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、認可年月日 昭和二十六年二月二十七日
- 二、申請をした市町村農地委員会の名称

鳥取市賀露地区農地委員会

00299

岩美郡津ノ井村農地委員会

- 〃 大岩村
- 〃 本庄村
- 〃 浦富町
- 〃 東村
- 〃 蒲生村
- 八頭郡国中村
- 〃 池田村
- 氣高郡美穂村
- 〃 鹿野町
- 〃 逢坂村
- 〃 小鷺河村
- 〃 中郷村
- 〃 勝部村
- 西伯郡大和村
- 日野郡日野上村

三、認可をした小作料の減免条件

当該土地の小作料の額が「農地調整法第九條ノ八」に

規定する額を超える場合には、小作料は、その部分だけ減額される。また災害その他特別の事由がある場合において、貸主および借主の協議がととのつたとき、または協議がととのわなくても農地委員会が借主の小作料の減額請求を相当と認めるときには、減額する。減すべき額について貸主および借主の協議がととのわない場合は、農地委員会が、農業災害補償法の適用によつて借主が受けるべき利益の程度を考え、貸主の利益を公平に調整して定めた額による。

四、認可をした減免条件を適用する農地の所在

昭和二十六年二月二十七日各市町村農地委員会の地域内に在る農地の賃借地全部

◇鳥取縣告示第九十五号

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第九條ノ七において準用する同法第九條ノ四の規定により左記の通りかんがい排水費、修繕費及び改良費の負担の件を認可し

00300

た。

昭和二十六年三月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、認可年月日 昭和二十六年二月二十七日

二、申請をした市町村農地委員会の名称

- 鳥取市賀露地区農地委員会
- 岩美郡津ノ井村農地委員会

- 〃 大岩村
- 〃 本庄村
- 〃 浦富町
- 〃 東村
- 〃 蒲生村
- 〃 福部村
- 八頭郡国中村
- 〃 池田村
- 〃 社村
- 氣高郡大和村

- 〃 美穂村
- 〃 中郷村
- 〃 勝部村
- 日野郡日野上村

三、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費

かんがい排水費及び小規模の開墾等についての経常費で、昭和二十年度の貸貸人負担額を超える部分は貸借人の負担とする。

小修繕費及び小改良費は、賃借人の負担とし、その他のものは当事者の任意とする。

四、認可をしたかんがい排水費、修繕費及び改良費の負担区分を適用する農地の所在

昭和二十六年二月二十七日各市町村農地委員会の地域内に在る農地の賃借地全部

◇鳥取縣告示第九十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡東郷松崎町長及び同町議会議員の候補者につき覚

